

第 3 号議案

亀岡市個人情報保護条例の一部 を改正する条例の制定について

亀岡市個人情報保護条例（平成 12 年亀岡市条例第 37 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 6 月 8 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

亀岡市個人情報保護条例（平成 12 年亀岡市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を第 8 号とし、第 4 号の次に次の 3 号を加える。

- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (6) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定により記録された特定個人情報をいう。
- (7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第 10 条の見出し中「目的外利用等」を「保有個人情報の目的外利用等」に改め、同条第 1 項中「保有個人情報」の次に「（保有特

定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第10条の次に次の2条を加える。

（保有特定個人情報の目的外利用の制限）

第10条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を利用することができる。ただし、当該保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（特定個人情報の提供の制限）

第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第13条第2項中「認める者」の次に「（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人その他保有特定個人情報の本人と特別の関係にあると実施機関が認める者又は本人の委任による代理人をいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第19条中「ただし書き」を「又は第10条の2」に改め、「本人とする保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、「外部提供しているとき」の次に「、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加える。

第24条に次の1項を加える。

6 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23

条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録されたものであって、当該実施機関以外のものに限る。) に対し、遅滞なく、書面により通知するものとする。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

亀岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の利用及び提供等に関し、必要な事項を定めること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成２７年１０月１日から施行すること。